

国民健康保険加入者の皆さんへ
 平成30年4月1日から
国保制度が変わります！



鳥取県・
 智頭町の共同運営

国民健康保険（国保）は社会保険等に比べて高齢者が多く、医療費水準が高い一方で、加入者の所得水準は低く、国保税軽減世帯が約7割を占めているなど、保険給付を支えるだけの税収確保が難しいという構造的な問題を抱えています。

この度の国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となって、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなりました。

一方、市町村は、資格管理、保険給付、国保税率の決定、賦課・徴収といった地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなります。

国保加入者への影響は？

国保のしくみは変わりませんが、加入者の医療の受け方は変わりません。

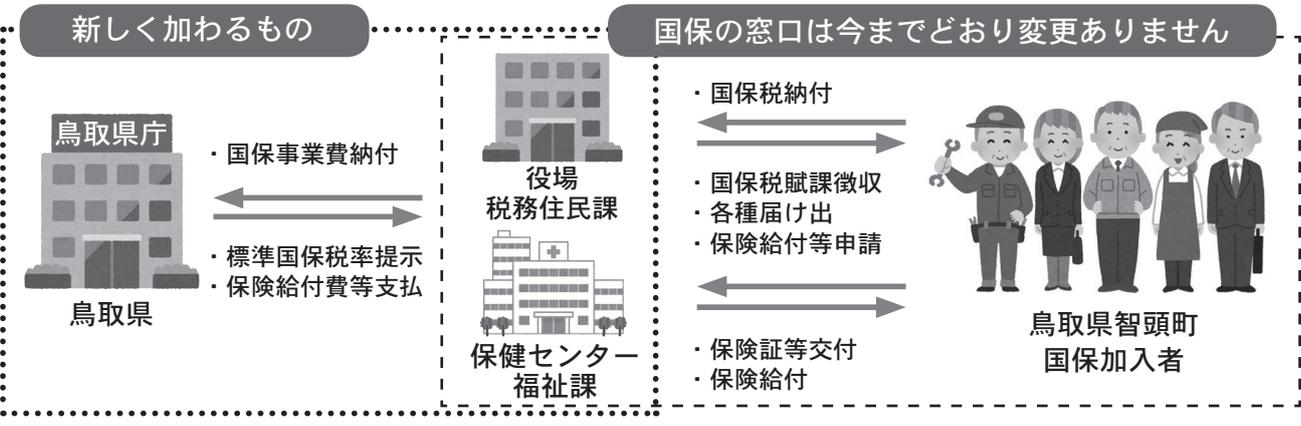
また、国保税納付先や各種届け出窓口にも変更はありません。

4月から変わることは？

被保険者証等の様式
 鳥取県が保険者となるため、保険証や各種認定証の様式が変わります。

国保資格の取得・喪失届
 鳥取県内の転出入であれば、資格の取得・喪失が生じなくなり、手続きが軽減されます。

高額療養費の計算方法
 鳥取県内の転出入であれば、高額療養費の多数回該当は通算されるようになります。加入者の医療負担が軽減されます。



問合せ先 保健センター福祉課 ☎ 75-4101

国民健康保険関連の手続き

窓口は福祉課？ 税務住民課？

本町国民健康保険（国保）に関する業務の担当課は、福祉課（保健センター）と税務住民課（役場）です。それぞれ役割が異なるため、福祉課では対応できない業務、税務住民課では対応できない業務がありますので、ご理解ご協力をお願いします。



こんなときは福祉課へ

- 本町国保に加入する
（国保資格取得・保険証発行）
- 社会保険等に加入する
（国保資格喪失・保険証返還）
- 保険証を紛失した
（保険証再発行）
- 古い保険証を使用した
（不当利得の返還）
- 高額な医療費を支払った
（高額療養費の現金給付）
- 高額な医療費を支払う予定
（限度額認定証の発行）
- 非自発的失業者に該当する
（保険税減免）
- 国保加入者の出生・死亡
（出産育児一時金・葬祭費の支給）

その他、保険証、医療費に関する問合せ
保健センター福祉課

☎ 75-4101

こんなときは税務住民課へ

- 本町に転入する
（住民票の異動）
- ※別途、福祉課で保険証発行手続きが必要です。
本町から転出する
（住民票の異動）
- ※県外へ転出する際は、別途福祉課で国保脱退の手続きが必要です。
- 国保税を納付する
国保税の税額に疑問がある
（税額計算の説明）
- 納付書を紛失した
（納付書の再発行）
- 住民税の未申告者がいる
（保険税の更正）

その他、国保税の課税・納付に関する問合せ
役場税務住民課

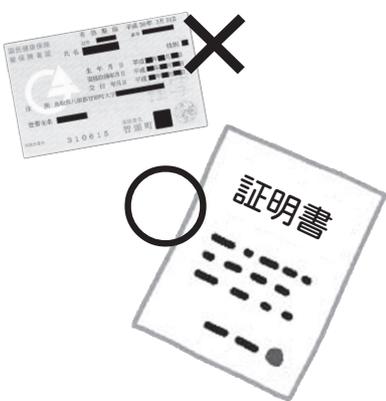
☎ 75-4117

保険を

切り替えるときは？

医療保険切り替え期間中に受診するときは、その時点でお持ちの保険証ではなく、切り替え後に適用となる医療保険の「資格証明書」で受診してください。特に社会保険等の保険証は、届け出から発行まで1週間から1ヶ月かかることがあります。この期間は、受診の前に事業主や保険医療機関等の支払窓口へご相談ください。

なお、他保険適用中に誤って古い保険証を使ったときは、保険者（国保の場合は智頭町）が負担した医療費を全額返還していただくことになります。



問合せ先 保健センター福祉課 ☎ 75-4101 / 役場税務住民課 ☎ 75-4117